

知恵 知ってこ生活の知恵

暮らしのアドバイス No.120

ファイナンシャル 仲西 康至 (音江町在住)



令和2年は新型コロナウイルスの猛威が、健康面や経済面など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

北海道においても、「北海道感染症危機管理対策本部」が設置され、北海道民の安全・安心の確保に向け、感染症の拡大防止対策に取り組むために、緊急事態宣言(2月28日～3月19日)が出されました。

小学校等において休校の処置がとられたことから、子供の世話で仕事を休まざるを得なくなった保護者は、所得の減少といった問題が生じています。それに対し、国は「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」として、新たな助成金を創設し、3月18日から申請の受付を始めました。1人当たり1日最大8,330円が助成されることから、「仕事を休んでも1日8,330円を

新型コロナウイルスにかかる 国の所得補償って

助成金



受け取れるのならば安心」と思った人もいるでしょう。

しかし、そこには注意すべきこともあります。1つは、対象となる期間が令和2年2月27日から3月31日までに限定されていること。また、新型コロナウイルス感染症に関する対応として学校が休校したケースと、新型コロナウイルスに感染した、またはその恐れのあることから休校したケースとでは、助成の対象となる休暇が異なります。前者の場合は、春休みや日曜日など、本来学校が休みの日は除かれる一方で、後者の場合は学校の本来の休みも対象となります。

そして、もっとも注意すべきことは、助成金の申請は事業所が行うことです。事業所が新型コロナウイルスに関連して、年次有給休暇とは別に有給を取得させ、従業員に給与を支払った場合に、事業者が国に申請をすることで助成金が支払われることとなります。しかし、事業所側も新型コロナウイルスにより、生産や売り上げが落ち込むなどの影響が出ており、多忙から助成金の申請に対応しきれないことも考えられます。

助成金の申請は始まったものの、勤める事業所で申請にバラツキが生じることを念頭に置いて、足元の生活設計に取り組んでください。